

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県吏員恩給条例等施行規則の一部を改正する規則	職員厚生課
○長崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則	障害福祉課
○長崎県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	//
◎ 告 示	
・包括外部監査契約の締結	総務文書課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	障害福祉課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）	//
○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正	農政課
・道路の供用開始	道路維持課
・歳入の収納事務の委託	学芸文化課
◎ 公 告	
・土地改良区の役員の就退任（5件）	農村整備課
・測量の実施	建設企画課
・測量の終了	//
◎ 選挙管理委員会告示	
・個人演説会等公営施設の指定	選挙管理委員会書記室
・令和4年2月20日執行の長崎県知事選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表の一部訂正について	//

## 規 則

長崎県吏員恩給条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第27号

長崎県吏員恩給条例等施行規則の一部を改正する規則

長崎県吏員恩給条例等施行規則（昭和33年長崎県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12号書式中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

長崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

**長崎県規則第28号**

長崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和54年長崎県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(加入等の申込み)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定による加入の申込みは、加入等申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出して行うものとする。ただし、知事が長崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年長崎県条例第8号）第4条の規定により本人確認情報を利用できるときは、第1号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>所定の</u>申込者（被保険者）告知書</p> <p>(3) <u>所定の</u>障害証明書</p> <p>(4) 略</p> <p>2 条例第5条の3第1項に規定する口数追加の申込みは、加入等申込書（様式第1号）に<u>所定の</u>申込者（被保険者）告知書を添えて、知事に提出して行うものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(年金の給付)</p> <p>第5条 条例第7条第1項の規定による年金の給付の請求は、年金給付請求書（様式第8号）に次の各号に掲げる場合に<del>応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出して行うものとする。</del></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 加入者の重度障害により請求する場合</p> <p>ア <u>所定の</u>障害診断書</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(加入等の申込み)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定による加入の申込みは、加入等申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出して行うものとする。ただし、知事が長崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年長崎県条例第8号）第4条の規定により本人確認情報を利用できるときは、第1号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 申込者（被保険者）告知書<u>（様式第2号）</u></p> <p>(3) 障害証明書<u>（様式第3号）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 条例第5条の3第1項に規定する口数追加の申込みは、加入等申込書（様式第1号）に申込者（被保険者）告知書<u>（様式第2号）</u>を添えて、知事に提出して行うものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(年金の給付)</p> <p>第5条 条例第7条第1項の規定による年金の給付の請求は、年金給付請求書（様式第8号）に次の各号に掲げる場合に<del>応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出して行うものとする。</del></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 加入者の重度障害により請求する場合</p> <p>ア <u>障害診断書（様式第10号）</u></p> <p>イ及びウ 略</p> <p>2及び3 略</p>

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号及び様式第3号 削除

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除

様式第12号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

様式第28号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

様式第29号中「平成」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第12号及び様式第28号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

長崎県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

**長崎県規則第29号**

長崎県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

長崎県身体障害者福祉法施行細則（平成15年長崎県規則第13号の3）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(医師の指定に係る同意書) 第3条 施行令第3条第1項に規定する同意は、<u>同意書</u>（様式第1号）によるものとする。</p>	<p>(医師の指定に係る同意書) 第3条 施行令第3条第1項に規定する同意は、<u>書面</u>（様式第1号）によるものとする。</p>
<p>(掲示) 第4条 法第15条第1項の規定により知事の指定を受けた医師は、<u>その旨を見やすい方法により掲示するものとする。</u></p>	<p>(標示) 第4条 法第15条第1項の規定により知事の指定を受けた医師（以下「<u>指定医</u>」という。）は、<u>標示</u>（様式第2号）を<u>その見やすい場所に掲示しなければならない。</u></p>
<p>(身体障害者手帳の申請) 第5条 法第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、<u>身体障害者交付申請書</u>（<u>様式第2号</u>）によるものとする。</p>	<p>(身体障害者手帳の申請) 第5条 法第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、<u>身体障害者交付申請書</u>（<u>様式第3号</u>）によるものとする。</p>
<p>2 前項の申請書には、施行規則第2条第1項各号に掲げる書類を添付するものとし、同項第1号及び第2号に規定する書類は、<u>様式第3号</u>によるものとする。 (居住地等変更届書等)</p>	<p>2 前項の申請書には、施行規則第2条第1項各号に掲げる書類を添付するものとし、同項第1号及び第2号に規定する書類は、<u>様式第4号</u>によるものとする。 (居住地等変更届書等)</p>
<p>第6条 施行令第9条第2項及び第4項の規定による届出は、それぞれ<u>身体障害者手帳変更届</u>（<u>様式第4号</u>）及び<u>身体障害者手帳県外転入届</u>（<u>様式第5号</u>）によるものとする。</p>	<p>第6条 施行令第9条第2項及び第4項の規定による届出は、それぞれ<u>身体障害者手帳変更届</u>（<u>様式第5号</u>）及び<u>身体障害者手帳県外転入届</u>（<u>様式第6号</u>）によるものとする。</p>
<p>2 施行令第9条第6項の規定による通知は、<u>身体障害者手帳居住地変更通知書</u>（<u>様式第6号</u>）によるものとする。 (身体障害者手帳再交付申請書等)</p>	<p>2 施行令第9条第6項の規定による通知は、<u>身体障害者手帳居住地変更通知書</u>（<u>様式第7号</u>）によるものとする。 (身体障害者手帳再交付申請書等)</p>
<p>第7条 施行規則第7条第1項の規定による身体障害者手帳の再交付の申請は、<u>身体障害者手帳交付申請書</u>（<u>様式第2号</u>）によるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>第7条 施行規則第7条第1項の規定による身体障害者手帳の再交付の申請は、<u>身体障害者手帳交付申請書</u>（<u>様式第3号</u>）によるものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>3 施行規則第8条第1項の規定による身体障害者手帳の再交付の申請は、<u>身体障害者手帳再交付申請書</u>（<u>様式第7号</u>）によるものとする。 (身体障害者手帳の返還届等)</p>	<p>3 施行規則第8条第1項の規定による身体障害者手帳の再交付の申請は、<u>身体障害者手帳再交付申請書</u>（<u>様式第8号</u>）によるものとする。 (身体障害者手帳の返還届等)</p>
<p>第8条 法第16条第1項並びに施行規則第7条第2項及び第8条第2項の規定による身体障害者手帳の返還は、<u>身体障害者手帳返還届</u>（<u>様式第8号</u>）によるものとする。 (手帳交付申請の却下の通知)</p>	<p>第8条 法第16条第1項並びに施行規則第7条第2項及び第8条第2項の規定による身体障害者手帳の返還は、<u>身体障害者手帳返還届</u>（<u>様式第9号</u>）によるものとする。 (手帳交付申請の却下の通知)</p>
<p>第9条 法第15条第5項の規定による通知は、<u>却下決定通知書</u>（<u>様式第9号</u>）によるものとする。 (身体障害者更生指導記録票)</p>	<p>第9条 法第15条第5項の規定による通知は、<u>却下決定通知書</u>（<u>様式第10号</u>）によるものとする。 (身体障害者更生指導記録票)</p>
<p>第10条 知事は、施行令第9条第6項の規定による居住地の変更の通知を受けたときは、速やかにその者の身体障害者更生指導記録票（<u>様式第10号</u>）を作成し、これを新居住地の都道府県知事に送付するものとする。 (判定依頼書受理簿)</p>	<p>第10条 知事は、施行令第9条第6項の規定による居住地の変更の通知を受けたときは、速やかにその者の身体障害者更生指導記録票（<u>様式第11号</u>）を作成し、これを新居住地の都道府県知事に送付するものとする。 (判定依頼書受理簿)</p>
<p>第11条 法第11条第1項の規定により設置されている身体障害者更生相談所（以下「<u>更生相談所</u>」という。）の長は、<u>判定依頼書受理簿</u>（<u>様式第11号</u>）を備えなければならない。 (相談記録票)</p>	<p>第11条 法第11条第1項の規定により設置されている身体障害者更生相談所（以下「<u>更生相談所</u>」という。）の長は、<u>判定依頼書受理簿</u>（<u>様式第12号</u>）を備えなければならない。 (相談記録票)</p>
<p>第12条 更生相談所が法第11条第2項及び第3項の規定による業務を行ったときは、<u>相談記録票</u>（<u>様式第12号</u>）を作成し、保存しておかなければならない。 (身体障害者生活訓練等事業等の開始等の届出)</p>	<p>第12条 更生相談所が法第11条第2項及び第3項の規定による業務を行ったときは、<u>相談記録票</u>（<u>様式第13号</u>）を作成し、保存しておかなければならない。 (身体障害者生活訓練等事業等の開始等の届出)</p>
<p>第13条 法第26条第1項及び第2項並びに第3項の規定によ</p>	<p>第13条 法第26条第1項及び第2項並びに第3項の規定によ</p>

る届出は、それぞれ身体障害者生活訓練等事業等開始・変更届（様式第13号）及び身体障害者生活訓練等事業等廃止・休止届（様式第14号）によるものとする。

る届出は、それぞれ身体障害者生活訓練等事業等開始・変更届（様式第14号）及び身体障害者生活訓練等事業等廃止・休止届（様式第15号）によるものとする。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号から様式第15号までを1様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 長崎県告示第266号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 契約の期間の始期  
令和7年4月1日
- 2 監査に要する費用の額の算定方法  
契約で定める基本費用の額並びに実績に基づく執務費用及び実費の額を合算した金額。ただし、契約で規定する額を限度とする。
- 3 契約を締結した相手方の氏名及び住所  
氏名 青野 悠  
住所 長崎県長崎市富士見町17番3-1号
- 4 監査に要する費用の支払方法  
契約の定めるところによる。

### 長崎県告示第267号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
はくあい堂東そのぎインター薬局	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷420-1	令和7年5月1日
サンドラッグ諫早薬局	諫早市永昌町11-16	令和7年5月1日

### 長崎県告示第268号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護）として次のとおり指定した。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション結絆	諫早市山川町1番4-4	令和7年4月1日

**長崎県告示第269号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
銅座町コクミン薬局	長崎市銅座町5-7 サイノオビル1階	令和7年5月1日
井手薬局 松浦店	佐世保市松浦町2-9	令和7年5月1日
さわせ薬局 松浦公園店	佐世保市常盤町7-13-1 F	令和7年5月1日

**長崎県告示第270号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
医療法人 厚生会 みちのおメンタルクリニック	長崎市松山町3番94号 松屋ビル4階	令和7年5月1日
医療法人 清潮会 さんクリニック	長崎市新地町8番16号 ミナトパークビル4F	令和7年5月1日
安中外科・脳神経外科医院	長崎市丸山町2番6号	令和7年5月1日

**長崎県告示第271号**

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 1 農政課関係						別表（第2条関係） 1 農政課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1 略						1 略				
	2 担い手確保・経営強化支援事業費補助金	経営構造の転換・経営発展を図るとする担い手等に	次に掲げる事業に要する経費 1 融資主体型補助事業 2 地域農業構造転換支援対策補助事業 3 追加的信用	略		2 担い手確保・経営強化支援事業費補助金	適切な人・農地プランに基づき、農地中間管理機構を	次に掲げる事業に要する経費 (1) 融資主体型補助事業 (2) 追加的信用供与補助事業	略		



化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援する

(3) 附帯事務費

2 農業イノベーション推進室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 及び 2 略				

3～5 略

6	ながさき農業グリーン化総合対策事業費補助金	国のみどりの食料システム戦略及び県みどり基本計画	次に掲げる事業に要する経費 1 化学農薬、化学肥料及び燃油の使用量の低減に資する機械等の導入に要する経	3分の1以内	市町
---	-----------------------	--------------------------	--	--------	----

2 農業イノベーション推進室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 及び 2 略				

3	長崎県GAP認証取得支援事業費補助金	農業教育機関によるGAPの認証の取得、維持・更新及び環境負荷低減の取組を実施する農業者団体によるGAPの団体認証の取得を支援する	農業者等がGAP認証を取得するために要する経費	10分の10 (ただし、別に定める補助金額の上限の範囲内とする。)	農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）、農業の専門学科を有する教育機関及びその他県が支援の対象とすることが適当と認める者
---	--------------------	--	-------------------------	--------------------------------------	---

4～6 略

7	ながさき農業グリーン化総合対策事業費補助金	国のみどりの食料システム戦略及び県みどり基本計画	次に掲げる事業に要する経費 1 化学農薬、化学肥料及び燃油の使用量の低減に資する機械等の導入に要する経	3分の1以内	県みどり計画認定農業者
---	-----------------------	--------------------------	--	--------	-------------

	の達成 に向け 、化学 農薬、 化学肥 料及び 燃油の 使用量 の低減 に資す る機械 等の導 入を支 援する 。	費		
--	---	---	--	--

7 略

3 農山村振興課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
------------	-----------	-------------------	------------	------------

1～10 略

11	長崎県 農山村 地域ビ ジネス 向上支 援事業 費補助 金	農山村 集落の 維持・ 発展を 目指し 、地域 ビジネスの拠 点につ ながる 取組を 支援す る。	経営基盤強化及 び地域貢献の取 組に向けた計画 に沿って実施す る取組に要する 経費 (1) 生産・出荷 に関する取組 (2) 販売・流通 に関する取組 (3) 地域の活性 化に関する取 組	定額（ただ し、1事業 体当たり限 度 額1,000 千円とす る。）	経営基 盤強化 及び地 域貢献 の取組 に向け た計画 を策定 した農 業者が 組織す る団体 、農業 協同組 合、民 間事業 者及び 公社
----	--	--	---	--	---

12	長崎県 所有者 不明農 地対策	所有者 不明農 地対策	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 所有者不明	定額	一般社 団法人 長崎県
----	--------------------------	-------------------	--------------------------------	----	-------------------

	の達成 に向け 、化学 農薬、 化学肥 料及び 燃油の 使用量 の低減 に資す る機械 等の導 入を支 援する 。	費		
--	---	---	--	--

8 略

3 農山村振興課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
------------	-----------	-------------------	------------	------------

1～10 略

11	長崎県 農山村 地域ビ ジネス 向上支 援事業 費補助 金	農山村 集落の 維持・ 発展を 目指し 、地域 ビジネスの拠 点につ ながる 取組を 支援す る。	経営基盤強化及 び地域貢献の取 組に向けた計画 に沿って実施す る取組に要する 経費 (1) 生産・出荷 に関する取組 (2) 販売・流通 に関する取組 (3) 地域の活性 化に関する取 組	定額（ただ し、1事業 体当たり限 度 額500千 円とする。）	経営基 盤強化 及び地 域貢献 の取組 に向け た計画 を策定 した農 業者が 組織す る団体 、農業 協同組 合、民 間事業 者及び 公社（ 運営す る直売 所の直 近の売 上額が 30,000 千円以 上100, 000千 円未満 の事業 実施主 体に限 る。）
----	--	--	---	--	--

地対策事業費補助金	を実施するこ とで、 地域計 画の実 現及び 農地の 集積・ 集約の 取組の 加速化 を推進 する。	農地対策企画 員の設置 (2) 支援地域の 指定及びロー ドマップの提 示 (3) 所有者不明 農地の解消に 向けた取組の 牽引 (4) 所有者不明 農地の解消の 取組事例の作 成、情報発信	農業会 議
-----------	---	--	----------

5 農業経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				
2 長崎県農業経営・就業支援センター事業費補助金	略			
3～15 略				
16 長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金	農地中間管理機構による担い手への農地集積及び集約化を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 借受農地管理等事業 (2) 農地中間管理機構運営事業 (3) 遊休農地解消対策事業 (4) 農地売買等支援事業 (5) 機構集積協力金交付事業	定額	公益財団法人長崎県農業振興公社、市町
17～22 略				
23 長崎県新規就農者誘致環境整備事業費補助金	複数機関が協働した効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の者	次に掲げる事業に要する経費 1 新規就農者の誘致体制の整備 2 研修農場の整備	1 定額 2 2分の1以内	市町、協議会等、民間団体

5 農業経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				
2 長崎県青年農業者等育成センター事業費補助金	略			
3～15 略				
16 長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金	農地中間管理機構による担い手への農地集積及び集約化を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 借受農地管理等事業 (2) 農地中間管理機構運営事業 (3) 遊休農地解消緊急対策事業 (4) 農地売買等支援事業 (5) 機構集積協力金交付事業	定額	(1)～(4) 公益財団法人長崎県農業振興公社 (5) 市町
17～22 略				
23 長崎県サポート体制構築事業費補助金	地域における社会人向けの農業研修の実施、就農相談体制の整備、先輩農業者等	次に掲げる事業に要する経費 1 就農相談体制の整備 2 先輩農業者等による技術面等のサポート 3 研修農場の整備 4 社会人向けの農業研修の	1～3 2分の1以内 4 定額	市町、協議会等、民間団体

		<p>に対するトータルサポート活動、そして、主に就農希望者を対象とした実践的な研修農場や就農に適した農地の整備等について、一体的に支援することにより、将来の受け手が位置付けられていない農地等に就農希望者を誘致し、新規就農者として定着を図る。</p>				<p>による新規就農者への技術面等のサポート及び就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備を支援する。</p>	実施			
24 略						24 略				
25	集落営農連携等強化促進事業費補助金	集落営農のビジョンづくりへの支援及び具体的な取組の実行等を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 市町村サポート活動 (2) 集落ビジョンの策定 (3) 集落ビジョンの実現に向けた取組 (4) 共同利用機械等の導入	(1)~(3) 定額    (4) 2分の1以内	市町					
26	特定技能外国人	農業現場の労働者	特定技能外国人材の受入れに必要	2分の1以内	農業協同組合					



		必要なスマートフォン農業機械等の購入・リース導入に要する経費	する場合は上限3,000万円)
--	--	--------------------------------	-----------------

6 農産園芸課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～7 略				

8～10 略

11及び12 略

6 農産園芸課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～7 略				

8	全国トップ産地強化支援事業費補助金	長崎県農業をけん引する全国トップクラスの園芸産地が行うブランド力向上及び生産量の増加に直結する施設の導入に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。	15パーセント以内。ただし、事業主体負担率未満、かつ、1億円を限度とする。	市町
---	-------------------	--	---------------------------------------	----

9～11 略

12	ながさき野菜新産地確立対策事業費補助金	実需者ニーズに対応し、地域の特性を活かした新産地確立の取組に対し支援する。	実証ほの設置、技術研修会、販売促進等に要する経費	2分の1以内	全国農業協同組合連合会会長崎県本部
----	---------------------	---------------------------------------	--------------------------	--------	-------------------

13及び14 略

15	水田農業園芸作物・産地拡大推進事業費補助金	水田への園芸作物導入に取組む集落の話し合いや栽培技術確立等	次に掲げる事業に要する経費 (1) 園芸作物導入支援事業 (2) 重点推進地区プラン策定支援事業	(1) 定額 (2) 定額	長崎県農業再生協議会
----	-----------------------	-------------------------------	--	------------------	------------

13～15 略					16～18 略									
					の取組を支援する。									
					19 野菜産地力アップチャレンジ事業費補助金					実需者ニーズを踏まえた野菜の付加価値向上及び輸送コスト低減を図る産地に対し、実需者の探索及び新生産方式の実証等の取組を支援する。				
					次に掲げる事業に要する経費					1 産地計画・ロードマップ策定 (1) アドバイザー招聘等 2 新生産方式の実証、技術習得 (1) 資材、機器借上料等 3 新生産方式導入に係る資機材導入 (1) 2の導入支援 4 経営・販売試験 (1) 輸送試験 (2) 品質試験				
					1 及び 2									
					20 農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金					次に掲げる事業に要する経費				
					1 及び 2					2分の1以内				
					次に掲げる事業に要する経費					1 燃油価格高騰対策 2 肥料価格高騰対策				
					1 及び 2									
17及び18 略					21及び22 略									

	23	寒波等農作物被害からの生産回復等実証事業費補助金	令和5年1月に発生した強烈な寒波による被災農業者の農業経営継続のため、国の「寒波等による農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた対策に係る実証事業」を実施し、早期の営農再開及び今後の被害防止を図る。	次に掲げる実証に要する経費 (1) 生産資材の購入 (2) 追加的に実施した施肥・防除、果実保護等の取組	(1) 2分の1以内 (2) 10a当たり定額（野菜：10a当たり11,000円以内、果樹及びばれいしょ：10a当たり10,000円以内）	農業者の組織する団体、農業協同組合、農業者、農業法人等
	24	降雹被害からの早期生産回復緊急対策事業費補助金	令和5年10月の降雹被害を受けた農作物（みかん・中晩柑、野菜・いも類）について、その後、の樹（草）勢回復による生産維持	生産回復・営農再開に向けた取組に要する経費 1 みかん・中晩柑 (1) 被害減収率が30%以上の圃場 (2) 被害減収率が30%未満の圃場 2 野菜・いも類 (1) 被害減収率が30%以上の圃場 (2) 被害減収率が30%未満の圃場	1の(1) 10aあたり20,000円 1の(2) 10aあたり3,000円 2の(1)及び(2) 10aあたり3,000円	市町、農業協同組合、農業者又は農業者が組織する団体

19 略					25 略						
20	長崎県 持続的 畑作生 産体制 確立緊 急支援 事業費 補助金	病害の 抑制及 び需要 に応じ た生産 拡大の 両立、 種ばれ いしよ の供給 力の強 化、労 働負担 の軽減 、新た な需要 の拡大 に向け た取組 等を支 援し、 畑作産 地の持 続的発 展の推 進を図 る。	次に掲げる事業 に要する経費 1 畑作物生産 性向上に要す る経費 2 畑作物産地 生産体制・強 化整備に要す る経費	予算の範囲 内で知事が 別に定める 基準によ る。	市町・ 農業者 の組織 する団 体等	26	長崎県 持続的 畑作生 産体制 確立緊 急支援 事業費 補助金	病害の 抑制及 び需要 に応じ た生産 拡大の 両立、 種ばれ いしよ の供給 力の強 化、労 働負担 の軽減 、新た な需要 の拡大 に向け た取組 等を支 援し、 畑作産 地の持 続的発 展の推 進を図 る。	次に掲げる事業 に要する経費 1 種ばれい しよの新産地 形成支援事業 (1) 種ばれい しよ産地の 形成 (2) 種ばれい しよ生産の 開始 (3) 農業機械 等の導入 2 ばれいしよ 産地モデル育 成推進事業 (1) ばれい しよ産地モ デルの育成 (2) 農業機械 等の導入 3 種ばれい しよ・ばれい しよ保管施設 等整備事業 (1) 種ばれい しよ保管施 設の整備 (2) ばれい しよ保管施 設等の整備 (3) 高温対策 施設の整備	1の(1) 10/10以 内 1の(2) 10aあた り20,000 円 1の(3) 2分の1 以内 2の(1) 10/10以 内 2の(2) 2分の1 以内 3 2分の 1以内	1及び 2 市 町等 3 農 業者 の組 織す る団 体等
21及び22 略					27及び28 略						
23	未来へ つなぐ 樹園地 ・技術 継承支 援事業 費補助 金	果樹栽 培の新 規就農 者が就 農直後 から収 益性の ある樹 園地を 確保し 、継承 樹園地 に合わ せた管 理技術 の習得 を支援 する。	(1) 継承樹園地 整備支援 継承予定樹 園地を新規就 農者に継承す るまで、健全 に維持するた めに要する経 費 (2) 技術継承ア ドバイザー支 援 継承樹園地 の所有者等を アドバイザー とした研修に 要する経費	(1) 定額 10aあ たり 100,000 円 (2) 定額 1か 月 あたり 10,000円	農業協 同組合 、農業 法人、 協議会 等						

24	ながさき農業気候変動総合対策事業費補助金	気候変動による影響に対応している品種や技術等について、調査・開発・実証・普及を一貫して行い、各産地に安定した生産・出荷体制を早急に構築し、気候変動に強い産地づくりを推進する。	気候変動に強い産地づくり支援事業 (1) 高温対策資機材の導入に係る経費 ア 園芸品目の高温対策資機材の導入 イ 畜産品目の暑熱対策資機材の導入 ウ 高耐暑性種雄牛の精液利用 エ 高耐暑性雌牛の導入 (2) 大雨・長雨対策資機材の導入に係る経費 (3) 低温・凍霜害対策資機材の導入に係る経費	(1)のア 3分の1以内又は2分の1以内 (1)のイ 3分の1以内 (1)のウ 2分の1以内 ただし1頭あたり10,000円以内 (1)のエ 定額1頭あたり50,000円 (2)及び(3) 3分の1以内又は2分の1以内	市町等
----	----------------------	---	---	--	-----

8 畜産課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	家畜導入事業費補助金	優良な肉用牛の増殖を促進する。	次に掲げる肉用牛の導入に要する経費 (1) 肉用繁殖雌牛群の整備及び増殖に意欲を有する者に対し、農業協同組合等が肉用優良繁殖雌牛の購入等を行い、対象農家へ貸し付ける事業	(1) 補助対象経費の3分の1以内。ただし、増頭タイプの場合にあっては1頭あたり10万円、維持タイプの場合にあっては1頭あたり5万円、幸男等増頭タ	略

8 畜産課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	家畜導入事業費補助金	優良な肉用牛の増殖を促進する。	次に掲げる肉用牛の導入に要する経費 (1) 肉用繁殖雌牛群の整備及び増殖に意欲を有する者に対し、農業協同組合等が肉用優良繁殖雌牛の購入等を行い、対象農家へ貸し付ける事業	(1) 補助対象経費の3分の1以内。ただし、増頭タイプの場合にあっては1頭あたり10万円、維持タイプの場合にあっては1頭あたり5万円、金太郎3等増	略

				イブの場合 合 あ つ て は 1 頭 当 た り 11 万 円、 幸 男 統 等 維 持 タ イ プ の 場 合 に あ つ て は 1 頭 当 た り 6 万 円 を 上 限 と す る。				頭タイプ の 場 合 に あ つ て は 1 頭 当 た り 11 万 円、 金 太 郎 3 等 維 持 タ イ プ の 場 合 に あ つ て は 1 頭 当 た り 6 万 円 を 上 限 と す る。 ゲ ノ ミ ツ ク 評 価 増 頭 タ イ プ の 場 合 に あ つ て は 1 頭 当 た り 11 万 円、 ゲ ノ ミ ツ ク 評 価 維 持 タ イ プ の 場 合 に あ つ て は 1 頭 当 た り 6 万 円 を 上 限 と す る。
		(2)及び(3) 略	(2)及び(3) 略			(2)及び(3) 略	(2)及び(3) 略	
2～19 略				2～19 略				
20	長崎県 食肉セ ンター 施設整 備事業 費補助 金	県食肉 流通合 理化計 画に定 める食 肉セン ターの 整備目 標に基 づき実 施する 食肉セ ンター 施設整 備事業 を支援 する。	平成25年度及び 平成26年度に実 施の次に掲げる 事業（(1)にあつ ては当該事業の 補助）に充当し た「市町村の合 併の特例に關す る法律（昭和40 年法律第6号） 第11条の2に 規定する地方債 （以下「合併 特例債」とい う。）に係る平 成26年度以降の 元利償還額から 当該年度の地方 交付税交付金算 入額を控除した	合併特例債 に係る元利 償還額及び 合併特例債 充当後の市 負担額の10 分の10以内				

20~26 略					21~27 略						
27 略					29 略						
28	ながさき養豚振興計画推進事業費補助金	省力化整備及び畜産環境対策の取組を支援し、持続可能な養豚経営を確立することで、肉豚出	次の事業に要する経費 1 高能力種豚導入支援	1 3分の1以内。ただし、原種豚1頭当たり10万円以内、種豚1頭あたり2.6万円以内	1 長崎県養豚協会、農業協同組合及び畜産クラスター	28	肉用牛経営開始円滑化支援事業費補助金	生産者団体等が実施する預託体制整備の取組を支援すること で、新規就農者の確保・定着を図る。	牛舎整備に取り組む新規就農者の導入牛を一時的に預託するための体制整備に必要な経費	2分の1以内	農業協同組合等
28	ながさき養豚振興計画推進事業費補助金	省力化整備及び畜産環境対策の取組を支援し、持続可能な養豚経営を確立することで、肉豚出	次の事業に要する経費 1 高能力種豚導入支援	1 3分の1以内。ただし、原種豚1頭当たり10万円以内、種豚1頭あたり2.6万円以内	1 長崎県養豚協会、農業協同組合及び畜産クラスター	30	チャレンジ第3期ながさき養豚振興計画推進事業費補助金	生産方式改善及び臭気軽減対策の取組を支援し、持続可能な養豚経営を確立することで、肉豚	次の事業に要する経費 1 高能力母豚導入支援	1 3分の1以内。ただし、原種豚1頭当たり10万円以内、種豚1頭あたり2.6万円以内	長崎県養豚協会、農業協同組合及び畜産クラスター協議会

後の金額（以下「元利償還額」という。）及び合併特例債充当後の市負担額。ただし、元利償還額の算定の基礎となる合併特例債起債対象事業費は、1億円を限度とし、合併特例債充当後の市負担額は、合併特例債借入時の負担額総額500万円を限度とする。  
 (1) 島原半島地域食肉センター施設整備  
 (2) 五島食肉センター施設整備

(1) 雲仙市  
 (2) 五島市

	荷頭数の拡大を図る。	2 飼養環境等整備支援 (1) 省力化等支援 飼養環境の改善のため、省力化機器等の整備に必要な経費 (2) 畜産環境対策支援 家畜排せつ物処理施設の補回修統に必要な経費	2の(1) 2分の1以内。ただし、1事業主体当たり50万円以内 2の(2) 2分の1以内。ただし、1事業主体当たり50万円以内	協議会 2 市町		出荷頭数の拡大を図る。	2 生産方式等改善支援 (1) 生産方式改善支援 計画的休日取得が可能な作業集約型生産方式やICT機器の導入のための補修に必要な経費 (2) 臭気低減対策 臭気軽減対策（遮へい壁、散水ノズル及び排水溝のふたの設置、樹木の植栽等）に必要な経費	2の(1) 3分の1以内。ただし、1事業主体当たり150万円以内 2の(2) 2分の1以内。ただし、1事業主体当たり50万円以内	
29 略					31 略				
32 酪農経営緊急支援事業費補助金	飼料価格高騰等により経営が圧迫されている酪農家に対して、経営収支の悪化に伴う廃業に歯止めをかけるため、購入粗飼料費上昇分の一部を緊急的に支援し、酪農経営の安定を図	購入粗飼料費上昇分の一部を支援	1頭当たり2万円	酪農業協同組合等					

30～32 略					
33	ながさき酪農生産性向上支援事業費補助金	持続的な酪農経営の確立を図るため、ゲノミック評価の実施や育成預託施設への預託の取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 乳用雌牛のゲノミック評価推進事業 (2) 育成預託施設への預託事業 (3) 全日本ホルスタイン共進会支援事業ア 出品に対する県負担金 イ 出品に係る経費	(1) 1頭当たり1万1,000円 (2) 2分の1以内。ただし、1頭当たり5万円以内 (3) ア 1頭当たり5万円 イ 3分の1以内。ただし、70万円を限度とする	(1)及び(2) 長崎県酪農協同組合連合会、畜産クラスター協議会 (3) 長崎県酪農協同組合連合会

11 林政課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～9 略				

33～35 略					
36	ながさき酪農生産性向上支援事業費補助金	持続的な酪農経営の確立を図るため、ゲノミック評価の実施や育成預託施設への預託の取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 乳用雌牛のゲノミック評価推進事業 (2) 育成預託施設への預託事業	(1) 1頭当たり1万1,000円 (2) 2分の1以内。ただし、1頭当たり5万円以内	長崎県酪農協同組合連合会、畜産クラスター協議会

11 林政課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～9 略					
10	長崎県緑の青年就業準備給付金	林業への就業に向け研修機関等で知識の習得等を行い、将来的には林業経営をも担う有望な人材として期待される青年に対し、緑	次に掲げる事業に要する経費 (1) 給付金事業 林業就業に向けて、長崎県林業労働力確保支援センター及び林業認定事業体において研修を受ける者に対して給付金を支給する事業 (2) 推進事業 長崎県林業労働力支援センターが実施する給付金の給付等に係る推進事務を行	予算の範囲内で知事が別に定める額	林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第1項の規定により指定された長崎県林業労働力確保支援センター

				の青年準備給付金を交付することにより、林業就業希望者の裾野拡大を図る。	う事業				
10及び11 略				11及び12 略					
		13	五島ツバキ活性化対策事業費補助金	五島地域におけるツバキ油の生産振興及びツバキ資源の有効活用を図る。	次に掲げる事業に要する経費及び補助対象者が当該経費を補助する場合の当該補助に要する経費 (1) 協議会の運営 (2) 効率的なツバキ実の収穫に向けた取組 (3) 五島ツバキのPRに要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	地域協議会		
12 略				14 略					
13	長崎県森林環境譲与税事業費補助金	森林環境譲与税等を活用して実施する間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進を図る。	もりびとの魅力きらめきアップ支援事業補助対象者が実施する次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 将来ビジョン実行 (2) 生産対策 (3) 担い手対策 (4) 高性能林業機械リース	略	15	長崎県森林環境譲与税事業費補助金	森林環境譲与税等を活用して実施する間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進のための取り組みを支援する。	魅力的林業つくり隊育成事業補助対象者が実施する次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 将来ビジョン作成 (2) 独自の研修開催 (3) 事業の効率化 (4) 課題解決 (5) 高性能林業機械リース (6) 上記事業のバックアップ	略
14 略				16 略					

15	長崎スマート林業推進事業費補助金	ICT等を活用し資源管理及び生産管理を行う取組を支援する。	次に掲げる経費 (1) 林業生産性向上を図るための日報管理等生産管理をデジタル管理できるシステムの構築に要する経費 (2) 林業生産管理システム等の普及に要する経費	略		17	長崎スマート林業推進事業費補助金	ICT等を活用し資源管理及び生産管理を行う取組を支援する。	林業生産性向上を図るための日報管理等生産管理をデジタル管理できるシステムの構築に要する経費	略
16	森林整備地域活動支援交付金	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため「森林経営計画作成促進」及び森林施業の集約化の地域における活動を確保するため交付金を、地域活動の実施協定を締結した森林所有者等に交付する市町に対し	次に掲げる経費 (1) 地域活動に対する支援 ア 森林経営計画作成促進 市町長が、森林経営計画の対象とされていない森林において行う森林経営計画の作成促進活動に要する経費及び市町長が林業事業者等との協定に基づき、森林経営計画の対象とされていない森林において行われる森林経営計画の作成促進活動に対して交付する森林整備地域活動支援交付金に要する経費 イ 森林境界の明確化に対する支援 市町長が行う、森林境界を明確化する活動に要する経費	(1) 積算基礎森林面積1ヘクタール当たりの下記交付単価を上限とする実行経費に基づく定額 ア 経営委託2万8,500円 (イ) 共同計画等6,000円 (ウ) 間伐促進2万2,500円 (ニ) 不在村森林所有者加算(ア)、(イ)及び(ウ)への加算) 1	市町					

て交付する。	費及び市町	万50
	長が、林業	0円
	事業体等と	イ
	の協定に基	(ア) 森
	づき、森林	林境
	境界を明確	界の
	化する活動	測量
	に対して交	対
	付する森林	す
	整備地域活	支
	動支援交付	援
	金に要する	3万
	経費	3,75
	ウ 森林所有	(イ) 精
	者の探索	度向
	市町長が	上加
	行う、森林	算(
	所有者を探	(ア)へ
	索する活動	の加
	に要する経	算)
	費及び市町	7,50
	長が、林業	0円
	事業体等と	(ウ) リ
	の協定に基	モセ
	づき、森林	ン加
	所有者を探	算(
	索する活動	(ア)へ
	に対して交	の加
	付する森林	算)
	整備地域活	1万
	動支援交付	2,75
	金に要する	0円
	経費	(エ) 不
	エ 森林経営	在村
	計画作成及	森林
	び森林境界	所有
	の明確化に	者加
	向けた条件	算(
	の整備	(ア)へ
	市町長が	の加
	ア及びイに	算)
	関し行う、	9,75
	森林経営計	0円
	画作成及び	(オ) 森
	森林境界の	林境
	明確化に向	界案
	けた条件の	の作
	整備として	成3
	行う、対象	万円
	森林内に存	ウ 3,75
	する作業路	0円
	網及び対象	エ 3万
	森林に到達	円
	するまでの	
	作業路網の	

			<p>改良活動に要する経費及び市町長がア及びイに関し、林業事業者等との協定に基づき、森林経営計画作成及び森林境界の明確化に向けた条件の整備として、対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網の改良活動に対して交付する森林整備地域活動支援交付金に要する経費</p> <p>(2) 推進事務 (2) 10分の10以内</p> <p>(1)の事業の実施に必要な地域説明会の開催等の推進事務、対象行為の確認事務及び交付金の交付事務に要する経費</p>		
17	ながさ木ウッドチェンジ事業補助金	<p>県産材の需要拡大のため、非住宅建築物の木造・木質化を推進する取組を支援する。</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 新築する非住宅建築物の木造・木質化に係る県産木材の購入</p> <p>(2) 非住宅建築物の木質化に係る県産木材の購入</p>	<p>予算の範囲内で知事が別に定める基準による。</p>	<p>知事が別に定める要件を満たす事業者</p>
12 森林整備室関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略				
12 森林整備室関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者
1	略				

2	造林事業補助金	森林の造成を計画的及び効果的に推進し、森林の多面的機能の発揮及び山村の健全な発展に資する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) <u>特定機能回復事業</u> 事業主体が森林所有者等との協定に基づき実施する森林造成、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための造林や重要インフラ施設への倒木被害の未然防止につながる森林整備等及び松くい虫による被害を防止するための周辺松林の樹種転換等 (3) 略	10分の4。ただし、(1)のうち森林所有者等による整備が進みがたい森林等における分収方式による森林施業及びこれらに必要な路網の整備並びに(2)のうち地方公共団体、森林整備法人が行う事業については10分の5、(1)のうち森林環境保全直接支援事業(環境)及び(2)のうち森林緊急造成事業(環境)については10分の10以内、(2)のうち保全松林緊急保護整備事業の場合は10分の7とする。	略
3～5 略					
2	造林事業補助金	森林の造成を計画的及び効果的に推進し、森林の多面的機能の発揮及び山村の健全な発展に資する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) <u>特定森林再生事業</u> 事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う除伐及び森林の基本的な機能の回復を図るための被害森林の復旧や無立木地の造林 (3) 略	10分の4。ただし、(1)のうち森林所有者等による整備が進みがたい森林等における分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町のあつせんによる森林施業及びこれらに必要な路網の整備並びに(2)のうち地方公共団体、森林整備法人が行う事業については10分の5、(1)のうち森林環境保全直接支援事業(環境)及び(2)のうち森林緊急造成事業(環境)については10分の10以内、(2)のうち保全松林緊急保護整備事業の場合は10分の7とする。	略
3～5 略					
6	<u>森林整備地域活動支援交付金</u>	森林の多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画による計画的か	次に掲げる経費 (1) <u>地域活動に対する支援</u> ア 森林経営計画作成促進 市町長が、森林経営計画の対象とされていない森林において行	(1) <u>積算基礎森林面積1ヘクタール当たりの下記交付単価を上限とする実行経費に基づく定額</u>	市町

	<p>つ適切な森林整備の推進を図るため「森林経営計画作成促進」及び森林施業の集約化の地域における活動を確保するため の交付金を、地域活動の実施協定を締結した森林所有者等に交付する市町に対して交付する。</p>	<p>う森林経営計画の作成促進活動に要する経費及び市町長が林業事業体等との協定に基づき、森林経営計画の対象とされていない森林において行われる森林経営計画の作成促進活動に対して交付する森林整備地域活動支援交付金に要する経費</p> <p>イ 森林境界の明確化に対する支援 市町長が行う、森林境界を明確化する活動に要する経費及び市町長が、林業事業体等との協定に基づき、森林境界を明確化する活動に対して交付する森林整備地域活動支援交付金に要する経費</p> <p>ウ 森林所有者の探索 市町長が行う、森林所有者を探索する活動に要する経費及び市町長が、林業事業体等との協定に基づき、森林</p>	<p>ア ア 経 営委 託2 万8, 500 円 イ 共 同計 画等 6,00 0円 ウ 間 伐促 進2 万2, 500 円 イ 不 在村 森林 所有 者加 算 (ア、 イ)及 びウ への 加算 ) 1 万50 0円 イ ア 森 林境 界の 測量 に対 する 支援 3万 3,75 0円 イ 精 度向 上加 算 (アへ の加 算) 7,50 0円 ウ リ モセ ン加</p>
--	--	---	---

				所有者を探索する活動に対して交付する森林整備地域活動支援交付金に要する経費	算(アへの加算) 1万2,750円
				エ 森林経営計画作成及び森林境界の明確化に向けた条件の整備	(イ) 不在村森林所有者加算(アへの加算) 9,750円
				市町長がア及びイに関し行う、森林経営計画作成及び森林境界の明確化に向けた条件の整備として行う、対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網の改良活動に要する経費及び市町長がア及びイに関し、林業事業体等との協定に基づき、森林経営計画作成及び森林境界の明確化に向けた条件の整備として、対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網の改良活動に対して交付する森林整備地域活動支援交	(オ) 森林境界案の作成 3万円 ウ 3,750円 エ 3万円

			付金に要する経費	
			(2) 推進事務	(2) 10分の10以内
			(1)の事業の実施に必要な地域説明会の開催等の推進事務、対象行為の確認事務及び交付金の交付事務に要する経費	

13 農政課、農業イノベーション推進室、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金	「次代につながる活カある農林業産地の振興」、「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」に必要な施設機械の導入を支援することにより、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」の推進を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 次代につながる産地生産基盤応援事業 ア及びイ ウ 次代につながる産地づくり応援型産地の担い手に対してリース事業を行うための簡易ハウス等の園芸用ハウス整備を支援する。 エ 後継者応援型 後継者の経営力向上又は後継者自らが農業経営に参画する経営体の発展、円滑な経営継承を図るために必要な施設等の整備を支援する。 オ 認定新規就農者応援型	(1) ア及びイ 略 ウ 8分の1以内 エ 5分の2以内又は3分の1以内 オ 2分の1以内又は3分の1以内	略

13 農政課、農業イノベーション推進室、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金	「次代につながる活カある農林業産地の振興」、「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」に必要な施設機械の導入を支援することにより、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」の推進を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 次代につながる産地生産基盤応援事業 ア及びイ ウ 後継者応援型 後継者の経営力向上又は後継者自らが農業経営に参画する経営体の発展、円滑な経営継承を図るために必要な施設等の整備を支援する。 エ 認定新規就農者応援型	(1) ア及びイ 略 ウ 5分の2以内又は3分の1以内 エ 2分の1以内又は3分の1以内	略

		<p>受入団体等登録制度を活用して就農する認定新規就農者の確実な営農開始及び経営発展に必要な施設等の整備を支援する。</p> <p>カ 移住・定住促進応援型</p> <p>次代につながる活力ある農林業の振興又は多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化のために、Uターン新規就農者に対して、園芸ハウスのリース事業を行うための園芸ハウスの整備を支援する。</p> <p>(2) 農業で稼ぐ農山村応援事業</p> <p>集落営農法人の規模拡大又は地域住民による合意形成等を通じて、地域特産物の育成又は産品作り等の農山村のコミュニティビジネス等により、農山村の維持・活性化の取組に必要な施設等の整備を支援する。</p> <p>ア及びイ 略</p>	<p>1 以内</p> <p>カ 8分の1 以内</p> <p>(2)</p> <p>ア及びイ</p>			<p>受入団体等登録制度を活用して就農する認定新規就農者の確実な営農開始及び経営発展に必要な施設等の整備を支援する。</p> <p>オ 担い手に引き継がれる産地づくり応援型</p> <p>産地の担い手に対してリース事業を行うための簡易ハウス等の園芸用ハウス整備を支援する。</p> <p>(2) 農業で稼ぐ農山村応援事業</p> <p>集落営農法人の規模拡大又は地域住民による合意形成等を通じて、地域特産物の育成又は産品作り等の農山村のコミュニティビジネス等により、農山村の維持・活性化の取組に必要な施設等の整備を支援する。</p> <p>ア及びイ 略</p>	<p>1 以内</p> <p>オ 8分の1 以内</p> <p>(2)</p> <p>ア及びイ</p>	
--	--	--	---	--	--	--	---	--



		構築を 図る取 組を支 援する 。		
7 略				
8	長崎県 みどりの食料システム戦略推進交付金	みどりの食料システム戦略の実現に向けた取組を支援する。	次に掲げる取組に要する経費 (1) 環境負荷低減活動定着サポート (2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 (3) 有機転換推進事業 (4) グリーンな栽培体系加速化事業 (5) SDGs対応型施設園芸確立 (6) みどりの事業活動を支える体制整備 (7) 地域循環型エネルギーシステム構築	略

		構築を 図る取 組を支 援する 。		
7 略				
8	長崎県 みどりの食料システム戦略推進交付金	みどりの食料システム戦略の実現に向けた取組を支援する。	次に掲げる取組に要する経費 (1) 推進体制整備 (2) 有機農業産地づくり推進 (3) グリーンな栽培体系への転換サポート (4) SDGs対応型施設園芸確立 (5) 地域循環型エネルギーシステム構築 (6) 有機転換推進事業	略

備考 別表の13に掲げる補助金等については、次に掲げる項の区分に応じ、それぞれ定める課が所管する。

- (1) 1の補助金等 農政課及び農村整備課
- (2) 2の補助金等 農政課、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課及び林政課
- (3) 3の補助金等 林政課及び森林整備室
- (4) 4の補助金等 林政課及び森林整備室
- (5) 5の補助金等 農業イノベーション推進室、農山村振興課及び畜産課
- (6) 6の補助金等 林政課及び森林整備室
- (7) 7の補助金等 林政課及び森林整備室
- (8) 8の補助金等 農政課、農業イノベーション推進室、農産園芸課及び林政課

15 農産加工流通課並びに水産加工流通課（水産部）共通

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

備考 別表の13に掲げる補助金等については、次に掲げる項の区分に応じ、それぞれ定める課が所管する。

- (1) 1の補助金等 農政課及び農村整備課
- (2) 2の補助金等 農政課、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課及び林政課
- (3) 3の補助金等 林政課及び森林整備室
- (4) 4の補助金等 林政課及び森林整備室
- (5) 5の補助金等 農業イノベーション推進室、農山村振興課及び畜産課
- (6) 6の補助金等 林政課及び森林整備室
- (7) 7の補助金等 林政課及び森林整備室
- (8) 8の補助金等 農政課、農業イノベーション推進室及び林政課関係

15 農産加工流通課並びに水産加工流通課（水産部）共通

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県輸出向けHACC P等対応施設整備緊急対策事業交付金	海外ニーズに対応した輸出への取組を緊急的・集中的に支援する。	次に掲げる事業に要する経費 ア 施設等整備事業費 イ 効果促進事業費 ウ 附帯事務費	ア及びイ (1) 2分の1以内。(輸出向けHACC P等の認定・認証を取得する場合	市町

）  
 (2) 10分  
 の3以  
 内。( 上  
記(1)  
 以外  
 の取  
 組の  
 場  
 合)  
 た  
 だ  
 し、  
 イの  
 事  
 業  
 費  
 は、  
 ア  
 の  
 事  
 業  
 費  
 の  
 20  
 パ  
 ー  
 セ  
 ン  
 ト  
 以  
 内  
 と  
 す  
 る。  
 ウ 定額

1及び2 略			
3	長崎県 輸出先 輸出向 けHACC P等 対 応施設 整備事 業補助 金	輸出先 国の二 ーズや 規制に 対応す るため に必要 な施設 や機器 の整備 及び施 設等の 整備を 一体的 に行い 、その 効果を 高める ために 必要な コンサル ティン グ等に 要す る経費 を支援 する。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 施設等整備 事業 (2) 効果促進事 業 (3) 附帯事務費
			(1)及び(2) 補助対象 経費の2 分の1以 内。 ただし、 (2)の事業 費は、(1) の事業費 の20パー セント以 内とす る。 (3) 定額
			市町

2及び3 略

**長崎県告示第272号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 野母崎宿線	長崎市宮摺町909番1地先から 長崎市宮摺町980番1地先まで	令和7年5月2日

**長崎県告示第273号**

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日  
令和7年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名  
熊本県熊本市南区江越1丁目14番10号  
株式会社パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣
- 3 委託事務  
パンフレット「壱岐・原の辻遺跡」販売に係る収入金の収納事務
- 4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**公 告**

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、島原深江土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
池 田 成 明	南島原市深江町戊3456番地第2地	-	-
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
吉 田 修 三	島原市城内3丁目1239番地	坪 田 兼 通	島原市西町丙1083番地

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、桃山田土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	

氏 名	住 所	氏 名	住 所
町 田 一 久	雲仙市千々石町丙879番地	町 田 一 久	雲仙市千々石町丙879番地
浜 崎 学	雲仙市千々石町丙1212番地	浜 崎 学	雲仙市千々石町丙1212番地
林 田 剛	雲仙市千々石町丙2443番地	林 田 剛	雲仙市千々石町丙2443番地
町 田 浩 徳	雲仙市千々石町丙1116番地 1	町 田 浩 徳	雲仙市千々石町丙1116番地 1
濱 崎 剛	雲仙市千々石町丙1245番地	濱 崎 誠 治	雲仙市千々石町丙1215番地
平 野 和 彦	雲仙市千々石町丙864番地	平 野 和 彦	雲仙市千々石町丙864番地
平 野 和 孝	雲仙市千々石町丁168番地	平 野 和 孝	雲仙市千々石町丁168番地
末 岡 治 夫	雲仙市千々石町丙1284番地	末 岡 治 夫	雲仙市千々石町丙1284番地
平 野 昭 太	雲仙市千々石町丙1203番地	上 田 康 志	雲仙市千々石町丙1220番地
荒 木 良 平	雲仙市千々石町丙2040番地 1	荒 木 良 平	雲仙市千々石町丙2040番地 1
木 戸 澄 夫	雲仙市千々石町丙1578番地	木 戸 澄 夫	雲仙市千々石町丙1578番地
矢 崎 雄 一	雲仙市千々石町丙2328番地	小 川 隆	雲仙市千々石町丙2349番地
荒 木 大 作	雲仙市千々石町丙2801番地	荒 木 大 作	雲仙市千々石町丙2474番地
林 田 謙 太	雲仙市千々石町丁11番地 5	林 田 謙 太	雲仙市千々石町丁11番地 5
前 岸 良 彦	雲仙市愛野町乙3309番地 2	田 尻 誠	雲仙市愛野町乙4043番地
山 中 眞 寿 美	雲仙市千々石町丙2772番地	山 中 眞 寿 美	雲仙市千々石町丙2772番地
荒 木 由 紀 子	雲仙市千々石町丙2037番地	荒 木 由 紀 子	雲仙市千々石町丙2037番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
佐 藤 義 隆	雲仙市千々石町甲160番地	佐 藤 義 隆	雲仙市千々石町甲160番地
田 中 一 喜	雲仙市千々石町丁379番地	田 中 一 喜	雲仙市千々石町丁379番地
田 中 和 顕	雲仙市千々石町甲601番地	田 中 和 顕	雲仙市千々石町甲601番地

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、八斗木土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 本 正 司	雲仙市国見町土黒庚1463番地	酒 井 和 人	雲仙市国見町土黒庚1486番地

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、飯盛開土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
古 野 信 之	諫早市飯盛町上原310番地	古 野 信 之	諫早市飯盛町上原310番地
馬 場 保 幸	諫早市飯盛町開1699番地	馬 場 保 幸	諫早市飯盛町開1699番地
林 勝 幸	諫早市飯盛町後田1750番地	林 勝 幸	諫早市飯盛町後田1750番地
後 田 繁 春	諫早市飯盛町後田19番地90	後 田 繁 春	諫早市飯盛町後田19番地90
松 村 紳 二	諫早市飯盛町久保354番地	本 田 哲 男	諫早市飯盛町佐田3番地13
上 原 貴 志	諫早市飯盛町上原280番地1	上 原 貴 志	諫早市飯盛町上原280番地2
囿 憲一朗	諫早市飯盛町中山603番地	囿 正 之	諫早市飯盛町中山604番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
富 永 政 則	諫早市飯盛町後田1883番地	富 永 政 則	諫早市飯盛町後田1883番地
高比良 智 則	諫早市飯盛町後田2895番地22	高比良 智 則	諫早市飯盛町後田2895番地22

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、柳新田土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
池 田 幸 一	諫早市小長井町遠竹2211-2	音 山 光 樹	諫早市小長井町井崎290-1
音 山 光 樹	諫早市小長井町井崎290-1	土 井 康 敬	諫早市小長井町遠竹2322-28
土 井 康 敬	諫早市小長井町遠竹2322-28	中 村 國 年	諫早市小長井町遠竹707
中 村 國 年	諫早市小長井町遠竹707	中 村 隆 臣	諫早市小長井町井崎2257
中 村 隆 臣	諫早市小長井町井崎2257	中 村 正 幸	諫早市小長井町井崎2275
中 村 正 幸	諫早市小長井町井崎2275	中 村 泰 則	諫早市小長井町井崎2374
中 村 泰 則	諫早市小長井町井崎2374	馬 場 正 邦	諫早市小長井町井崎575

馬 場 正 邦	諫早市小長井町井崎575	福 田 英 樹	諫早市小長井町遠竹1387-6
福 田 英 樹	諫早市小長井町遠竹1387-6	渡 部 博 之	諫早市小長井町遠竹2018
渡 部 博 之	諫早市小長井町遠竹2018		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
土 井 信 幸	諫早市小長井町遠竹556-2	土 井 信 幸	諫早市小長井町遠竹556-2
中 村 春 幸	諫早市小長井町井崎2357	中 村 春 幸	諫早市小長井町井崎2357

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
北松浦郡佐々町（一部）	令和7年8月1日から 令和7年10月31日まで

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、佐々町長職務代理者から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐々町内の一部（松瀬免、市瀬免、志方免、本田原免、羽須和免、市場免、木場免、迎木場免、口石免、小浦免）	令和7年3月28日

**選挙管理委員会告示****長崎県選挙管理委員会告示第18号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設として、長崎市選挙管理委員会から次のとおり指定した旨報告があった。

令和7年5月2日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 渡邊 敏則

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

長崎市福田地区ふれあいセンター研修室	長崎市福田本町10番地	令和7年4月1日
--------------------	-------------	----------

**長崎県選挙管理委員会告示第19号**

令和4年2月20日執行の長崎県知事選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、候補者大石賢吾の出納責任者から訂正の報告があったので、公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨（令和4年5月10日長崎県選挙管理委員会告示第23号）の一部を次のとおり訂正する。

令和7年5月2日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 渡邊 敏則

- 1 選挙の種類 令和4年2月20日執行 長崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

31,996,700円

3 報告書の要旨

「

候補者氏名	大石賢吾	所属党派	無所属	期 間	令和4年1月5日から 令和4年3月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	太田伸二					
収入	円		支出	円		
主たる寄附			人件費	2,055,000		
その他の寄附	0		家屋費			
その他の収入	20,000,000		選挙事務所費	2,607,247		
			集会会場費等	4,190		
			通信費	4,070,654		
			交通費	544,964		
			印刷費	2,657,780		
			広告費	5,259,829		
			文具費	92,568		
			食糧費	318,793		
			休泊費	325,890		
			雑費	180,449		
今回計	20,000,000		今回計	18,117,364		
前回計	0		前回計	0		
総計	20,000,000		総計	18,117,364		
支出のうち公費負担相当額	項 目			金 額		
	ビラの作成			852,600円		
	ポスターの作成			1,320,000円		
計			2,172,600円			

報告書受理年月日	令和4年3月7日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	大石賢吾	所属党派	無所属	期 間	令和4年3月7日から 令和4年3月30日まで	第2回分
出納責任者氏名	太田伸二					
収入	円			支出	円	
主たる寄附	0			人件費	0	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	0			選挙事務所費	0	
				集合会場費等	0	
				通信費	92,405	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	60,887	
今回計	0			今回計	153,292	
前回計	20,000,000			前回計	18,117,364	
総計	20,000,000			総計	18,270,656	
	項 目			金 額		
支出のうち公	ビラの作成			0円		
費負担相当額	ポスターの作成			0円		
	計			0円		

報告書受理年月日	令和4年3月31日	第2回報告分
----------	-----------	--------

を、  
「

候補者氏名	大石賢吾	所属党派	無所属	期 間	令和4年1月5日から 令和4年3月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	太田伸二					
収入	円			支出	円	
主たる寄附				人件費	2,055,000	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	<u>21,567,264</u>			選挙事務所費	2,607,247	
				集合会場費等	4,190	
				通信費	4,070,654	
				交通費	544,964	
				印刷費	2,657,780	
				広告費	5,259,829	
				文具費	92,568	
				食糧費	318,793	
				休泊費	325,890	
				雑費	180,449	
今回計	<u>21,567,264</u>			今回計	18,117,364	
前回計	0			前回計	0	
総計	<u>21,567,264</u>			総計	18,117,364	
	項 目			金 額		
支出のうち公	ビラの作成			852,600円		
費負担相当額	ポスターの作成			1,320,000円		
	計			2,172,600円		

報告書受理年月日	令和4年3月7日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	大石賢吾	所属党派	無所属	期 間	令和4年3月7日から 令和4年3月30日まで	第2回分
出納責任者氏名	太田伸二					
収 入	円			支 出	円	
主たる寄附	0			人件費	0	
その他の寄附	0			家屋費		
その他の収入	0			選挙事務所費	0	
				集合会場費等	0	
				通信費	92,405	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	60,887	
今回計	0			今回計	153,292	
前回計	21,567,264			前回計	18,117,364	
総計	21,567,264			総計	18,270,656	
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日		令和4年3月31日		第 2 回 報 告 分		

」

に改める。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二一  
二二一  
四一

印刷所  
印刷人  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト  
クイック  
プリン  
ト